

統計法施行規則の一部を改正する省令案 条文の法技術的修正について

修 正 後		修 正 前	
<p>(法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申出に係る統計の作成等が、行政機関の長若しくは地方公共団体の長その他の執行機関の行う政策の企画、立案、実施若しくは評価に有用である旨及びその内容又は法第三十三条第一項第二号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申出に係る統計の作成等が、行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関の行う政策の企画、立案、実施又は評価に有用である旨及びその内容</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 法、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることなくった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めたる者</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 法若しくは個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることなくった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 前四号に掲げる者のほか、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めたる者</p>
<p>(法第三十三条第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の提出)</p> <p>第十四条 法第三十三条第三項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。</p>	<p>(法第三十三条第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の提出)</p> <p>第十四条 第三十三条第三項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。</p>		

<p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ・二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>同して行う調査研究に係る統計の作成等</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ・二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する一般課程を除く。)における教育の用に供することを直接の目的とする。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p>	<p>(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)若しくは大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する一般課程を除く。)における教育の用に供することを直接の目的とする。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(匿名データの提供に係る手続等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>一・九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1)・(4) (略)</p> <p>(5) 二以上の外国政府等から提供を受けている又は提供を受ける見込みが確実である調査票情報(これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。)の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称(第三十六条提供申請者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。)</p> <p>(6) 公的機関等又は外国政府等から受けている若しくは受ける見込みが確実である支援(職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等)の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称(第三十六条提供申請者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(匿名データの提供に係る手続等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>一・九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1)・(4) (略)</p> <p>(5) 二以上の外国政府等から提供を受けている又は提供を受ける見込みが確実である調査票情報(これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。)の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称</p> <p>(6) 公的機関等又は外国政府等から受けている支援(職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等)の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)</p> <p>第三十五条 法第三十六条第一項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 匿名データを利用して行った事業等の内容が公表(法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定により行う公表を除く。)されること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)</p> <p>第三十五条 匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 匿名データを利用して行った事業等の内容が公表されること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(調査票情報等の適正な管理)</p> <p>第四十一条 法第三十九条第一項第一号に掲げる行政機関の長が講じなければならない同号に定める情報(以下この項において「第一号情報」という。)を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 イ 五 (略)</p> <p>二 第二号情報を取り扱う者以外の者が、第二号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ハ 第二号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>二 (略)</p> <p>四 五 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>ハ 物理的管理措置</p>	<p>(調査票情報等の適正な管理)</p> <p>第四十一条 法第三十九条第一項第一号に掲げる行政機関の長が講じなければならない同号に定める情報(以下この項において「第一号情報」という。)を適正に管理するために必要な措置として同項柱書きの総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 イ 五 (略)</p> <p>二 第二号情報を取り扱う者以外の者が、第二号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行っていること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ハ 第二号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講じていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>四 五 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>ハ 物理的適正管理措置</p>

<p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>二 法人等（独立行政法人等を除く。） 次に掲げる措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(iii)(i)(ii) (略)</p> <p>調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>(2) (略)</p> <p>ハ・ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1) 受託情報を取り扱う者が、受託情報の適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えること。</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 受託情報を取り扱う者以外の者が、受託情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>二・ホ (略)</p> <p>二 法人等（独立行政法人等を除く。） 以下この号において同じ。 次に掲げる措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(iii)(i)(ii) (略)</p> <p>調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者</p> <p>(2) (略)</p> <p>ハ・ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1) 受託情報の提供を受けた者が、受託情報の適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 受託情報の提供を受けた者以外の者が、受託情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>第四十二条 法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に掲げる調査票情報（以下この項において「<u>第一項調査票情報</u>」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>〈※ 他の条項にも同様の修正あり〉</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ハ (略)</p> <p>二 技術的管理措置</p> <p>(1) <u>第一項調査票情報</u>を取り扱う電子計算機等において、当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ホ (略)</p>	<p>第四十二条 法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に掲げる調査票情報（以下この条において「<u>調査票情報</u>」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ハ (略)</p> <p>二 技術的管理措置</p> <p>(1) <u>調査票情報</u>を取り扱う電子計算機等において、当該調査票情報を処理することができる者を限定するための適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ホ (略)</p>

<p>三 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) (5)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。</p> <p>2 法第四十二条第一項第二号に掲げる者が講じなければならない同号に掲げる匿名データ(以下この項において「第二項匿名データ」という。)を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(iii)(i)(ii) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(i) 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により第二項匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者</p> <p>三 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。</p> <p>2 法第四十二条第一項第二号に掲げる者が講じなければならない同号に掲げる匿名データ(以下この項において「匿名データ」という。)を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(iii)(i)(ii) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(i) 匿名データ又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者</p> <p>三 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---